



(名称)

第1条 本会は、日本IRC オーナーズ協会(以下「協会」という)と称する。
本会の英文標記を、Japan IRC Owners' Association とする。

(会員)

第2条 協会は、JSAF またはJSAF 外洋加盟団体へIRC 取得または継続申請行い、有効なIRC 計測証書を持つ全ての艇のオーナーにより組織される。

(目的)

第3条 協会は、日本国内のIRC ボートのオーナー間の親睦を図るとともに、国際IRCオーナーズ協会のリージョンとして持つ権利を有効に活用することを目的とする。

(管理)

第4条 協会の議事は、下記により決せられる。

(1) 総会

会長は、自身が必要と認めたときに総会を招集する。会長は過半数の会員より要望された場合には、総会を招集しなければならない。

総会では、下記の議事を決する。

- ・会長の選任または解任
- ・規約の変更

総会における議事は、会員の過半数の賛成を持って決する。可否同数のときは会長により決する。

総会の定足数は、会員の過半数とする。総会是一同に会する必要はなく、E-MAIL、郵送などによる投票を持って開催することが出来る。

(2) 理事会

会長は、会員の中より若干名の理事を選任することができる。

会長は、自身が必要と認めたときに理事会を招集する。会長は過半数の理事より要望された場合には、理事会を招集しなければならない。

理事会では、第4条(1)に定める以外の議事を決する。

理事会における議事は、理事の過半数の賛成を持って決する。可否同数のときは会長により決する。

理事会の定足数は、理事の過半数とする。理事会是一同に会する必要はなく、E-MAIL、郵送などによる投票を持って開催することが出来る。

(3) 会長

本会は会長を置く。会長の任期は一期3年とし、再選を妨げない。

会長は、任期中事務局を運営し、必要な業務を実施する。

附 則

この規約は、平成19年12月1日より施行する。

本会の年度は、1月1日より12月31日までとする。